

## 敦賀市オフィス進出促進補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市内へのオフィス等の進出を促進し、もって地域産業の振興、高度化及び雇用機会の拡大を図るため、本市への進出に関心を有する県外事業者が行う市内視察及びお試し勤務に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、敦賀市補助金等交付規則（昭和57年敦賀市規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県外事業者 県外に本社がある事業者で市内にオフィス等の拠点を有しないものをいう。
- (2) オフィス等 事業活動の拠点として用いられる事務所、研究所その他これらに類する施設をいう。
- (3) 市内視察 市内でのオフィス等開設を検討するために行う施設調査、環境確認その他の活動をいう。
- (4) お試し勤務 コワーキングスペース等において、市外に在住する企業の役員又は従業員（以下「従業員等」という。）が宿泊・滞在を通じてテレワークを試行することをいう。
- (5) コワーキングスペース等 市内のコワーキングスペース、シェアオフィス又はレンタルオフィスをいう。

### (補助対象事業等)

第3条 この要綱に基づき補助金の交付対象となる補助対象事業、補助対象者、補助対象経費及び補助金の額等は、別表のとおりとする。

### (交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象事業を開始する日の5営業日前までに敦賀市オフィス進出促進補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 誓約書（様式第4号）
- (4) 企業の概要が分かる書類（登記事項全部証明書の写し等）
- (5) その他市長が必要と認める書類

### (交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは補助金の交付決定を行い、敦賀市オフィス進出促進補助金

交付（不交付）決定通知書（様式第5号）を当該申請者に交付するものとする。

（変更に係る条件等）

第6条 交付決定を受けた事業者は、当該交付を受けた後において交付申請書に記載した事項に変更が生じた場合には、敦賀市オフィス進出促進補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第6号）に変更する内容を証する書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、変更（中止・廃止）を承認するときは、敦賀市オフィス進出促進補助金変更交付決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（実績報告）

第7条 交付決定を受けた事業者は、当該事業が完了したときは、完了の日から30日以内又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、敦賀市オフィス進出促進補助金実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（様式第9号）
- (2) 対象経費の領収書等の写し
- (3) 当該事業に関するアンケート（お試しオフィス事業のみ）
- (4) 当該事業実施中の写真（お試しオフィス事業のみ）
- (5) その他市長が必要と認める書類

（額の確定及び請求）

第8条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、その内容を精査し、適正と認めたとときは、敦賀市オフィス進出促進補助金交付確定通知書（様式第10号）により通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた事業者が補助金の支払を請求しようとするときは、敦賀市オフィス進出促進補助金交付請求書（様式第11号）を市長に提出するものとする。

（補助金交付の取消し）

第9条 市長は、補助金の交付を受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 第4条の規定に違反して補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わないとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、敦賀市オフィス進出促進補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消したときは、既に交付されている補助金の返還を命ずるものとする。

2 市長は、前項の規定により既に交付された補助金の返還を命じたときは、敦賀市オフィス進出促進補助金返還命令書（様式第13号）により通知するものとする。

3 前項の規定により既に交付された補助金の返還を命じられた事業者は、速やかに市長にこれを返還しなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は令和8年4月21日から施行する。

別表（補助対象事業、補助対象者、補助対象経費及び補助金の額）

事業区分	補助対象事業	補助対象者	補助対象経費	補助金の額等
オフィス視察事業	<p>オフィス等の開設を伴う市内への進出を検討するために、予め承認を受けた視察計画に基づき、市長が指定する職員の同行の下で実施する市内視察</p>	<p>次のすべてに該当する県外事業者</p> <p>①進出後に市内にて実施する事業が、次に掲げる日本標準産業分類（令和5年総務省告示256号）のいずれかに該当する事業又は市長が特に必要と認める事業であること</p> <p>ア 中分類37 通信業</p> <p>イ 中分類39 情報サービス業</p> <p>ウ 中分類40 インターネット付随サービス業</p> <p>エ 中分類41 映像・音声・文字情報制作業 ※小分類 新聞業、出版業を除く</p> <p>②視察費用に関し、国、県、その他の機関から補助金等を受けていない者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊費（市内宿泊に限る。飲食費を除く）</li> <li>・施設利用料（進出候補施設を試験的に利用する場合に要する費用）</li> <li>・交通費（勤務地又は自宅から本市までの往復運賃のうち、公共交通機関（タクシーを除く）を利用した実費）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助額は、補助対象経費の合計額又は視察者数に2万円を乗じて得た額のいずれか低い額</li> <li>・宿泊費：1人1泊当たり1万円まで</li> <li>・最大で連続した2日まで</li> <li>・補助対象者は1事業者につき2名まで</li> <li>・同一年度につき1回限り</li> </ul>
お試しオフィス事業	<p>市内への企業移転等に関心を有する企業が、予め承認を受けた視察計画に基づき実施するお試し勤務</p>	<p>次のすべてに該当する県外事業者</p> <p>①進出後に市内にて実施する事業が、次に掲げる日本標準産業分類（令和5年総務省告示256号）のいずれかに該当する事業又は市長が特に必要と認める事業であること</p> <p>ア 中分類37 通信業</p> <p>イ 中分類39 情報サービス業</p> <p>ウ 中分類40 インターネット付随サービス業</p> <p>エ 中分類41 映像・音声・文字情報制作業 ※小分類 新聞業、出版業を除く</p> <p>②視察費用に関し、国、県、その他の機関から補助金等を受けていない者</p> <p>③お試し勤務を連続して7日以上行えること</p> <p>④事前面談（オンラインも可）及び終了後のアンケート調査に協力できる者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊費（市内宿泊に限る。飲食費を除く）</li> <li>・施設利用料（コワーキングスペース等の利用料）</li> <li>・交通費（勤務地又は自宅から本市までの往復運賃のうち、公共交通機関（タクシーを除く）を利用した実費）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通費：3万円まで</li> <li>・宿泊費：1泊当たり1万円まで</li> <li>・施設利用料：1日当たり2,000円まで</li> <li>・補助金の合計額は10万円を上限</li> <li>・補助対象者は1事業者につき1名まで</li> <li>・同一年度につき1回限り</li> </ul>

## 備考

- ・千円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。
- ・補助対象者が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付の対象としない。
  - (1) 風俗営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定するものをいう。）を行う者
  - (2) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業を営む者
  - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号（平成3年法律第77号）に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有する者
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、その事業の内容が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある等の理由により、補助金を交付することが不適当を認められるもの